

## 西宮市介護用品支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅で高齢者（介護保険の二号被保険者を含む。以下「高齢者等」という。）を介護している家族に対し、当該高齢者等の介護に必要な用品を支給することにより、家族の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者等の在宅生活の継続、向上を図ることを目的とする。

### (実施方法)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、市長は、当該事業を適切に事業運営ができると認められる民間事業者等に委託して行うことができるものとする。

### (対象者)

第3条 対象者は、次の各号のいずれにも該当する高齢者等を在宅で介護している同居又は同居に準ずる市民税非課税世帯に属する家族とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により西宮市の住民として登録され、かつ現に西宮市に居住する者
- (2) 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護度4又は5に認定された者
- (3) 常に失禁状態にあり、おむつの使用が適切であると市長が認めた者
- (4) 当該高齢者等を含む世帯構成員全員の当該年度の市民税が非課税である者。ただし、4月から6月の申請分は、前年度の市民税が非課税である者とする
- (5) 生活保護法の規定による保護を受けていない者
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定される第1種及び第2種社会福祉事業によって設置された施設（以下、社会福祉施設という。）の入所者又は入居者でない者
- (7) 西宮市障害者日常生活用具給付等事業で紙おむつ等の受給者でない者

### (支給内容)

第4条 支給する介護用品の種類については別表のとおりとし、一人1ヶ月当たりの助成上限金額については6,500円とする。

### (申請)

第5条 介護用品の支給を受けようとする者は、介護用品支給申請書（様式第1号）に第3条第3号及び同条4号に該当することを証する書類を添付して市長に申請しなければならない。なお、市が保有している介護認定調査資料及び市民税賦課資料により調査を行うことを承諾した場合は、この書類の添付を省略することができる。

### (決定通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査のうえ、受給資格を有すると認めるときは介護用品支給決定通知書（様式第2号）により、また受給資格がないと認めるときは介護用品却下通知書（様式第3号）により通知する。

### (更新申請)

第7条 前条に規定する決定を受けた者は、市長に毎年6月1日から6月30日までの間に更新申請しなければならない。

### (支給月・支給期間)

第8条 支給については毎月1回とし、申請日の属する月の翌月から支給するものとする。ただし、申請日の属する月から支給可能な場合はこの限りではない。

(届出義務)

第9条 第3条に規定する対象者は、当該高齢者等に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは市長に届け出なければならない。

- (1) 社会福祉施設に入所したとき
- (2) 医療機関に3か月以上入院したとき
- (3) 住所を変更したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 介護用品の支給が必要でなくなったとき
- (6) 要介護認定の要介護度が4又は5でなくなったとき
- (7) 生活保護法の規定による保護を受けたとき
- (8) 介護者が変更になったとき

(資格の喪失)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは介護用品受給資格喪失通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 前条第1号から第7号のいずれかに該当したとき
- (2) 更新時において第3条における対象要件に該当しなくなったとき
- (3) その他市長が支給する必要があると判断したとき

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表

紙おむつ（テープ止め型・パンツ型）
尿取りパッド
おしりふき
プラスチック手袋
消臭剤